

第 2 3 回  
太平洋広域漁業調整委員会  
議事録

平成 2 7 年 1 1 月 1 6 日 (月)  
水 産 庁

1. 開催日時

平成27年11月16日(月) 14:30～16:21

2. 開催場所

コープビル 第3会議室

(東京都千代田区内神田1丁目1-12)

3. 出席委員

【会長】

学識経験者            松岡 英二

【都道府県海区互選委員】

岩手海区            大井 誠治

宮城海区            畠山 喜勝

福島海区            佐藤 康德

茨城海区            別井 一栄

千葉海区            赤塚 誠一

東京海区            竹内 正一

神奈川海区          宮川 満

静岡海区            宮原 淳一

愛知海区            船越 茂雄

三重海区            掛橋 武

和歌山海区          木下 吉雄

徳島海区            中野 憲次

愛媛海区            佐々木 護

大分海区            平川 一春

宮崎海区            橋口 輝明

【農林水産大臣選任委員】

漁業者代表           野崎 哲

漁業者代表	本間 新吉
漁業者代表	鈴木 廣志
漁業者代表	壁谷 増光
学識経験者	高成田 享

#### 4. 議題

- (1) 広域魚種の資源管理について
  - 1 部会における取組
  - 2 太平洋クロマグロ
  - 3 マサバ太平洋系群
- (2) 伊勢湾・三河湾のイカナゴに関する委員会指示について
- (3) 新たなTAC対象魚種の検討について
- (4) 平成28年度資源管理関係予算について
- (5) その他

## 5. 議事内容

### 開 会

#### ○事務局（竹越）

それでは、お待たせいたしました。ただいまから第23回太平洋広域漁業調整委員会を開催いたします。私は事務局を担当いたします水産庁管理課の竹越でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、都道府県互選委員の青森県の二本柳委員、高知県の志磨村委員、それから、大臣選任の漁業者代表委員の石田委員、清水委員、清家委員、それから、学識経験委員の山川委員の6名の委員が事情やむを得ず、ご欠席ということでございます。それから、北海道の川崎委員は先ほどまでいらっしゃったんですが、今はいらっしゃらないので、現在の出席者数でいきますと、委員定数28名のうち定足数である過半数を満たす21名のご出席を賜っておりますので、漁業法第114条で準用いたします同法第101条の規定に基づき、本委員会は成立していることをご報告いたします。

それでは、松岡会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

#### ○松岡会長

松岡でございます。よろしくお願いいたします。委員会の開催に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げたいと思います。

委員の皆様におかれましては大変お忙しい中、第23回太平洋広域漁業調整委員会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。また、水産庁から浅川資源管理部長、長谷増殖推進部長、木島管理課長、黒荻漁業調整課長、加藤資源管理推進室長、また、国立研究開発法人水産総合研究センターから中央水産研究所の西村資源管理研究センター長ほか、多数の方々にご出席をいただいております。まことにありがとうございます。

さて、本日の委員会でございますけれども、ことしから新しい資源管理が始まっております太平洋クロマグロ資源について、また、長年、資源管理の取り組みを行っておりますマサバ資源につきましてはIQの試験実施が行われておりますが、こういった資源の現状、それから、資源管理の取り組みについて本日はご議論をいただくと、こういうことになっております。また、イカナゴに関する委員会指示、それから、新たなTAC対象魚種の検討について、本日は大変たくさんの議題が用意されております。議事の進行につきましては、委員の皆様方の活発なご意見をいただきながら、円滑な議事の進行に努めてまいりたいと、かように考えております。委員の皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。それでは、座って議事を進めさせていただきます。

それでは、議事に入ります前に、本日は水産庁から浅川資源管理部長にご出席をいただいておりますので、水産庁を代表してご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○浅川部長

ただいま、ご紹介にあずかりました資源管理部長の浅川でございます。8月に資源管理部長ということで拝命をいたしております。よろしくお願いいたします。本日の委員会の開催に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げたいと思います。

まず、委員の皆様方におかれましてはとてもお忙しい中、午前中からご出席をいただき、活発なご議論をいただいたというふうに聞いております。大変お忙しいところありがとうございます。

さて、この広域漁業調整委員会ですけれども、これまで都道府県の区域を越えて分布・回遊する広域魚種の資源管理などについてご議論いただいて、委員の皆様の大変貴重なご意見を賜りながら、私どもは広域的な漁業資源の管理というのを進めてきたわけでございますが、ご存じのとおり、昨年、資源管理のあり方検討会で今後の資源管理の方向性というのが整理・取りまとめがされていたところでございます。この委員会ではこの方向性を踏まえまして、この委員会と関係の深い太平洋クロマグロ、北部太平洋マサバの取り組み状況などについて、ことし3月にまずはご報告をさせていただいたと承知しております。

本日なんですけれども、これらの案件につきまして最新情報として、太平洋クロマグロの国際情勢や今後の資源管理の方向性、また、マサバの資源管理における試験的なIQ管理の実施状況、また、これまでもご議論いただいておりますけれども、新たなTAC対象魚種の検討方向などについてご説明をさせていただきます。また、皆様方からのいろいろなご意見を賜りたいと考えております。本日は限られた時間で、また、議題もかなりございますけれども、ぜひ、活発なご意見をいただきまして、私どもは資源管理の政策を進めていきたいというふうに考えておりますので、本日はよろしくお願いいたします。私のご挨拶とさせていただきます。

○松岡会長

浅川部長、どうもありがとうございました。

それでは、次に配付資料の確認を事務局からお願いいたします。

○事務局（竹越）

事務局です。お手元の資料です。ホチキスどめで議事次第でくくられている資料でございます。中は委員名簿やき本日の配席図、それから、出席者名簿になってございます。それから、資料1-1としまして魚種が並んでいて、裏面に黄色いマーカーを引いております魚種一覧でございます。それから、資料1-2で太平洋クロマグロの資源状況と管理の方向性について、それから、

資料 1-3-1 でマサバの資源評価についてカラー刷りの資源評価のダイジェスト版、それから、資料 1-3-2 でマサバの広域資源管理についてのホチキスどめ、それから、資料 1-3-3 で同じくマサバのIQの個別漁獲割り当ての実施についてという資料、それから、資料 2 といたしましてイカナゴの委員会指示の案、それから、資料 3 といたしまして新たなTAC対象魚種の検討について、最後、資料 4 が資源管理・資源調査の強化ということで予算の説明の資料と、以上になってございます。

過不足等がございましたらお申し付けいただきまして、また、会議の途中でも資料に落丁等がございましたら、いつでも事務局まで申し付けください。

以上です。

○松岡会長

それでは、議事に入らせていただきますけれども、最初に後日、まとめられます本日の委員会の議事録署名人を選出する必要がございます。これにつきましては委員会の規程によりまして、私から指名させていただくことになっております。僭越でございますけれども、指名させていただきます。都道府県海区互選委員からは静岡県の宮原淳一委員、農林水産大臣選任委員からは本間新吉委員、以上のお二方に本日の委員会にかかわります議事録署名人をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

なお、事務局であります水産庁におかれましては人事異動がございましたので、新しく着任されました方を改めてご紹介させていただきたいと思っております。

まず、先ほどご挨拶をいただきました浅川資源管理部長でございます。

○浅川部長

よろしく願いいたします。

○松岡会長

木島管理課長でございます。

○木島課長

よろしく願いいたします。

○松岡会長

黒萩漁業調整課長でございます。

○黒萩課長

よろしく願いします。

○松岡会長

加藤管理課資源管理推進室長でございます。

○加藤室長

よろしくお願いたします。

○松岡会長

よろしくお願したいと思います。

それでは、早速、議題に入らせていただきます。

議題（１）の広域魚種の資源管理に入らせていただきます。最初に議題（１）の１、部会における取り組みについてということで、事務局よりご説明をお願いします。

○事務局（竹越）

事務局です。きょうは午前中10時から南部会を開催いたしまして、午後1時から北部会を開催いたしました。

まず、部会の状況ということでご報告を申し上げますけれども、南部会でございますけれども、南部会ではキンメやイカナゴ、それから、小底の対象種として、トラフグ、マアナゴ、シャコ、これらにつきまして資源評価について水研センターさんからご説明いただきまして、取り組み状況についてご報告いたしました。いずれにいたしましても、例年どおりの取り組みをしっかりとやっているということでございます。

一方でイカナゴですが、この後、委員会指示のところでもまたご説明いたしますけれども、伊勢・三河のイカナゴにつきまして、本年2015年の漁獲が3,864トンと落ち込みました。昨年ですと1万3,000トンがあったものでございます。原因はまだはっきりわからないところがございますけれども、科学的には親魚の確保をしていくために、20億尾を取り残すというのが大事でございますので、例年どおり、この取り組みをしっかりとっていくということで議論がなされました。

午後からの北部会でございますけれども、こちらは太平洋北部沖合性カレイ類ということで、サメガレイやヤナギムシガレイ、それから、キチジやキアンコウなどについて、それから、マダラの陸奥湾の産卵群の資源管理について話し合われました。これらも水研センターから最新の資源状況の報告を受けまして、昨年、ことしの資源管理の取り組みを報告いたしました。例年の取り組みがしっかりとされているというところでございます。

それから、カレイ類の広域資源管理に基づきまして、保護区Ⅲというのが設定されてございますけれども、こちらは東日本大震災の影響により漁場の確保が困窮されているということで、それ以降、平成23年より開放してきたところでございます。本年につきましては、宮城県の沖底組合さんから同様の要望がございましたので、部会で了承されたことにつきましてご報告を申し上げ

げます。

以上でございます。

○松岡会長

ありがとうございました。

ただいまのご説明について、何かご質問等がありましたらお受けしたいと思いますますが、よろしいでしょうか。

それでは、続きまして議題（１）の２の太平洋クロマグロにつきましてご説明をお願いしたいと思います。現在の資源状況、それから、今後の資源管理の方向性につきまして、水産庁国際課の神谷参事官及び木島管理課長からご説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○神谷参事官

こんにちは。水産庁資源管理部参事官の神谷でございます。まず、私のほうから国際資源の状況ということについて説明いたしまして、その後、木島課長のほうより国内の取り組みについて説明という予定で進めさせていただきます。座って説明させていただきます。

お手元の資料１－２でございます。太平洋クロマグロにつきましては、ことし１月１日より30キロ未満の小型魚の漁獲を半減するという国内では思い切った措置が導入されておりますけれども、これを国際的に見ますと、まだまだ、議論がスターティングポイント、緒についただけということでございまして、これはこれからの対応を誤るともっと厳しくなる危険性がございます。そういったこともございますので、きょうは私のほうから特にお願いして、国際的な管理の流れとか考えがどのようになっているのかということをもまず説明させていただきたいと思っております。

お手元の資料をお開きください。最初の国際的な資源管理の考え方①でございますけれども、クロマグロは生涯のほとんどを日本水域で過ごしておりまして、漁獲もほとんどが日本でございますけれども、国連海洋法条約の中で高度回遊性魚種というものに分類されております。そうしますと、管理の枠組みというのは国際漁業管理機関で決めることになりまして、現実にはWCPFCで決定され、日本はその決定に基づき、国内措置を策定するということになります。

その下でございますけれども、国際漁業管理機関の管理の基本的な方向というのは、数量管理ということでございます。具体的にいいますと、まず、現在の資源状況をベースに、いつまでにどのレベルまで資源を回復させるかという当面の回復目標を決定いたしまして、③でございますけれども、その回復目標を達成するために、国別の漁獲上限を決定するというところになります。現在、日本のクロマグロの小型魚の漁獲上限の4,007トンというのは、ここの③に相当する措置でございます。



さらに④でございますけれども、定期的に実施される資源評価をもとに、国別上限というのも見直されるということになります。これは悪い事例でいえば、回復状況が思わしくなければ、③の目標を達成するために削減というのもあり得べしということになります。特にクロマグロのように資源が非常に悪い魚種というのは、国際的に注目を集めておりますので、漁獲上限の遵守が非常に厳しく求められます。さらにここが大事なところになりますけれども、⑥番でございますが、資源が回復した後、つまり、暫定目標を達成した後に資源をどのあたりで維持したらよろしいかという長期管理目標もあわせて決めないといけないということになります。この場合、資源をどのあたりに維持して、さらに最低でもこのレベルは下回らないというようなかなり具体的な数値目標をこれから決定して、その目標を達成するための管理措置も決定されるということになります。

次のページをお願いいたします。1-3の③でございますが、4,007トンというのは例外的な数量管理でございます。これは国内のほかの漁業種類の管理とは全く異なる管理でございます、政府にとっても漁業者にとっても初めての経験でございます。日本として数量管理、これは具体的にいきますと小型魚は4,007トンと、漁獲の超過部分は翌年枠から削減ということになっておりますので、ある漁業種類で超過した場合は、ほかの漁業種類へのしわ寄せというものがいくことになります。また、暫定管理目標の10年間で4.3万トンの達成後の管理措置というのは、どのような長期の管理目標を設定するか大きく左右することとなります。

したがって、今、非常に大切なことは我々水産庁と業界の皆様の一体となった取り組みでございます。いろいろな事柄がありますけれども、特に我々水産庁に求められますこととしては、妥当な長期管理目標が設定されるよう論理の構築と交渉に当たるということです。漁業者の皆様にも求められることといたしましては、漁獲上限をしっかりと守っていただいて、国際的に非難のないようにするということが大切になってまいります。

下の1-4は、これまで決定された措置でございますので割愛させていただきます。

次のページをお願いいたします。1-5の30キロ未満小型魚の漁獲半減の狙いとございますが、繰り返しになりますけれども、今、未成魚の半減というのがどういう意味を持つかという点を図示したものでございますが、この図は年齢別の漁獲死亡係数の図でございます。概念的には赤い部分が小型魚で、緑色の部分が大型魚になりますが、小型魚の漁獲死亡係数というのが非常に高い現状を右側の表のように半減することで斜線の部分が削減され、生き残りを多くすることで親魚への加入をふやすという趣旨の取り組みになっております。その結果、目指すところということでございますが、下の表になりますけれども、2012年の資源が2.6万トンございますところ、

10年間で4.3万トン、点線のレベルまで回復させようというところがございます。小型魚の半減、赤線でいきますと中間値の値ですけれども、10年間で約7万トンぐらいまでは回復するのではないかと見られております。

このような暫定目標を決めた後に、長期管理目標の議論に入っていきわけなんですけれども、お手元の資料の8ページになりますけれども、長期管理目標に関してはアメリカや環境保護団体というのが非常に厳しいものを出しております。ある意味、自分たちのところに主要な漁業がないということもあるかと思えますけれども、資源学の理想的なもの、つまり、現実には考慮せずに教科書に書いてあるような提案をアメリカなんかはやっております。例えばことしの北委員会にアメリカが出した提案でございますが、2030年までに親魚資源を初期資源の20%、大体12万トンぐらいかと思われましてまで回復させましょうと。それを達成するための新たな削減のシナリオの検討を始めましょうと。環境保護団体、PEW財団というのがございますが、そこなんかは初期資源の40%ぐらいまで回復させるべきだというようなことを言っております。

これがどのように非現実的なことかといいますと、前の7ページの表とあわせて見ていただきたいんですけれども、暫定回復目標というのが2012年の2.6万トンが2024年に4.3万トン、つまり、10年間をかけて1.7万トン、資源を増加させましょうという、そのために未成魚の半減というのを実施しておるわけなんです、アメリカは2024年以降、2030年までの6年間で今度は4.3万トンから12万トンまで約8万トンの回復という、まず、これを達成するためにはモラトリアムしかあり得ないというような提案をしております。

さらに9ページの図になりますけれども、初期資源の20%がどのような意味を持つのかというのを示したのが9ページの1-8の図でございます。茶色い点線が漁業がないと仮定した場合の親魚の資源量でございますが、クロマグロというのは変動が激しい資源でございますので、親の量というのも約100万トン近くから50万トンぐらいまで大きく変動いたします。赤い部分が実際に観測された親魚の量で、青い点々が漁業がないと仮定した場合の親魚量の20%ということになります。これをごらんになっておわかりいただけますように、漁業がないと仮定した場合の親魚の20%というのは、実はこの60年間、一度も達成したことがないような数値でございます。ただ、自分のところが漁業がほとんどない国ですと、資源保護という観点でこういうことを平気で要求できます。

したがって、水産庁が一番大切なことは、妥当な長期管理目標が設定されるよう、これから交渉を一生懸命やることになるわけですが、そのスケジュールでございますけれども、次のページをお願いいたします。ことしの北委員会で日本側から、最近、加入が悪いということで、

著しい低加入が発生した場合には緊急的な措置を講ずると、これを2016年に決定しましょうという提案を行い、これが合意されております。この提案の趣旨というのは、資源が悪いときには思い切った措置をとるということは担保するんだけれども、あわせて長期的な目標の議論というのは少し時間をかけてやっていきたいと思います。

来年3月には資源評価がもう一度行われ、それから、来年、もう一つ、東部太平洋でクロマグロを管理しておるIATTCとの合同会合等々を経まして、来年の北委員会においては、長期管理目標の議論で何らかの方向性を示すということが必要になってまいります。国際的にはこういったような感じで、来年の長期管理目標の議論に備えて、今からいろんな準備をしておるといった状況でございます。

国際的な情勢については以上でございます。

#### ○木島課長

続きまして、国内の対策につきまして管理課の木島からご説明をいたします。

クロマグロをめぐる国際的な状況は今、神谷参事官のほうから説明があったとおりなんですけれども、1枚めくっていただきまして14ページ目をごらんいただきたいと思います。国際機関により我が国に割り当てられた4,007トン、これをどう守っていくのかというのが私どもに課された使命であるわけでありますが、この4,007トンにつきましては大中型まき網2,000トン、沿岸の漁業者に2,007トン、これは実は1枚めくっていただきまして18ページ目をごらんいただきたいと思います。大中型まき網漁業については小型魚で2005年から2009年の約7割を削減して2,000トンと、それに比べますと若干、沿岸のほうの手厚く配分がなされているという状況でございます。

また、もとに戻っていただきまして14ページ目をごらんいただきたいと思います。沿岸の2,000トンを全国一本ではなかなか管理が難しゅうございますので、下にございますように六つのブロックに分けて、これは実績に応じてブロックに分けて、それぞれ管理をしていこうというやり方をとっているわけでありまして、具体的には右側のほうの紙もごらんいただきたいと思いますけれども、例えば日本海北部で、また、太平洋北部で九州西部ということで、それぞれの数量が決まっております。それにさらにブロックによっては全体の中で管理する、もしくは県にさらに配分を管理する、いろんなやり方をとっております。

さらに管理する期間についても区域によっては4月から3月、また、7月から6月というふうな若干、状況に応じて、地域の実情に応じて管理をしていこうということによってやっているわけでありまして、この管理についてはそれぞれのブロックに任せているというか、それぞれのブロックの中で適正に取り組んでいただくということになるわけなんですけれども、1枚めくっていただきまし

て19ページをごらんいただきたいと思います。

太平洋クロマグロに関しましては後でもご説明いたしますが、年によってかなりばらつきが大きい、また、地域によってとれる時期がかなりまちまちであるというような状況がございます。今、現状におきましては例えば太平洋北部におきまして、346トンの配分が417トンと超えた状況でございます。また、一方で九州西部ですとか、地域によってはこれから漁期を迎えるということもあって、まだまだ、消化状況がまちまちであるということになってございます。このようなブロックごとの漁獲の状況につきましては、ホームページなりでも公表しておりますけれども、実は先般、太平洋北部ブロックが割り当て量を超えたということで、操業の自粛を要請したということがございます。

これからもこういうことがないように、しっかりと取り組んでいかなければいけないわけではありますが、ただ、一方で21ページ目をごらんいただきたいんですけれども、マグロの管理というのは非常に難しゅうございます。これは一つには日本のあちこちで非常に全国的にとられているということ、また、多くの漁法、すなわち、定置漁業なり、はえ縄漁業なり、非常に数多くの漁業でとられて関係者も非常に多いということ、また、さらに状況が年により大きく変わるといようなことがございます。

一方で、この数字を守りませんと、来年、我が国にペナルティとして超過分が減らされるということもあるものですから、どうやって守っていくのかというのが非常に大きな課題であるわけでありまして。現在、クロマグロの管理に関しましてことしから管理が始まって、かなりまだまだ、習熟していないという状況にあるんですけれども、今後、例えば一番難しい漁業であります定置漁業について選別漁獲をするような漁具、漁法、また、開発ですとか、あとはどうやって超えそうなきに入ってきてしまったものをとらないのか、また、さらには網を上げることができるのかどうかということも含めて、考えていかなければいけないということがございます。

また、一方で今はマグロの漁獲量管理に関しましては、自主的にお願いしているということになるわけですが、例えば漁獲可能量制度のように、数量を公的な管理によって担保しているというやり方もあるんじゃないかという意見もございます。このような数量管理が本当にできるのかどうか、どういうことが課題となってくるのか、また、やろうとするときにどのようなハードルを超えていかなければいけないかということについて、検討していかなければいけないというふうに私どもは思っているわけでありまして。

次に、1枚めくっていただきまして22ページ目でございます。マグロに関しましては漁業だけではなく遊漁者も利用しております。非常に量的には6.4トンという推計値がございましたが、少な

いんですけれども、このようなもともと枠が非常に小さいものですから、これについてもできるだけ漁業者と同じように、例えば自肅要請があった場合には歩調を合わせてくれというようなことについて、呼びかけを行っているところでございます。遊漁者についてもしっかりと管理がなかなか難しい部分はございますけれども、ちゃんとグリップしていくとか、枠の中におさまるようにしていきたいというふうに思っているところでございます。その点で23ページ目にございますように呼びかけを行って、ちゃんと皆さんと歩調を合わせてやってくださいよということをやっているところでございます。

それから、最後に24ページ目ですけれども、マグロに関しましては非常にしっかりとした資源管理を行わなければならないということ、さらに厳しい措置も自主的に行う必要があるということで強度資源管理タイプ、これは共済制度、特に積み立てプラスをうまく活用することによって、収入の95%まで補填の対象にしましょうというタイプでございしますが、そういうふうなタイプにもクロマグロを入れることで、よりできるだけ積極的なと申しますか、厳しさを和らげていくということに今、取り組んでいるところであります。

いずれにいたしましても4,007トン、これは先ほど神谷参事官の説明にございましたように、ちょっと資源がよくなってもふえる、つまり、4万3,000トンを大きく超えない限り、4,007トンはなかなかふえないということが予想されるわけでありまして、ですから、これから資源の状況、もしくは発生の状況がよくなった場合に、漁獲の状況が非常によくなるおそれがございます。このような中でも、しっかりとした管理をしていかなければならないわけでありまして、そのためにもこれから皆様方に幅広くご意見を伺いながら、どのような管理であれば何とか対応できるのかということについて、検討してまいりたいというふうに思っております。

私からは以上でございます。

○松岡会長

ありがとうございました。

ただいま、神谷参事官からは太平洋クロマグロ資源をめぐる大変厳しい国際環境についてご紹介がございました。また、木島課長からはことし1月から始まった国内対策について、いろいろと課題が見えてきていると、現在、いろいろ検討が進められておるわけでございますけれども、本日、お集まりの委員の皆様方からもいろいろご意見をお伺いしたいということでございます。いかがでございましょうか。クロマグロ資源、大変重たい課題でございます。皆様のご意見をいただければと思います。竹内委員、お願いします。

○竹内委員

東京都の竹内でございます。最初に、今、課長には遊魚に割り当てがあるように聞こえたんですが、違いますか。6.4トン、ページ22のご説明のときに、違いますか。

○木島課長

割り当てというか、この枠の中で利用していただけるように呼びかけを行っていくということですので、完全に割り当てているというのは、なかなか、組織化もできておりませんし、これでやめてくれというのはなかなか難しい部分がございます。ただ、何ぼとってもいいんだということではないので、そこについては例えばホームページなり、あと、釣り具屋さん、いろいろな場面を通じて呼びかけていくことで、この枠の中におさめていくということであります。

○竹内委員

わかりました。この6.4トンの推定値の範囲でできればということですね。それが余りどこにも書いてなかったんですけれども、私のほうとしては9月16日に注意報が出されましたね。それから、10月20日に警報が出されて、それから、11月13日ですか、操業自粛要請というのが出たわけです。それは理解いたしました。

それで、実は東京都海面で申し上げますと、遊漁、特に他県からの遊漁船とプレジャーボートがクロマグロの漁獲があるわけです、大島の付近で。私は大島に住んでいないから、目の前で見ているわけではないんですけれども、漁業者からたびたび委員会の席上で言われます。それで、漁業と遊漁との間で資源の漁場が競合しております。それなものですから、ただいまの最終的な23の図の中でホームページにおいて遊漁者、遊漁船業者の皆さんに呼びかけてという形をお願いしますと言っておられますし、それから、その上の22の図の中では遊漁船業者については都道府県を通じてと言われますけれども、もう少しきちんと水産庁から指導といいますか、きちんとお願いとか、指導に近いことが要るんじゃないかと思うんですけれども、ぜひ、そういうことをお願いしたいというふうに考えているんですが、いかがでしょうか。

○事務局（竹越）

すみません、事務局です。補足いたしますと、先ほど木島課長からございましたとおり、先ほどのまず採捕量の調査ですけれども、こちらは遊漁者が遊漁船の調査でどれだけとっているのかというのが我々はわからず、なかなか、遊漁者の方にも求めていくということではできませんで、去年、26年1月から12月までを期間といたしまして調査をしたというもので、この結果が30キロ未満の重量が6.4トンだったということでございます。

我々といたしましても、この数字の多い、少ないという議論はございますけれども、遊漁者の方がとられているということでございますので、本業の漁業者さんが一生懸命、我慢しようとし

ているときに、片や遊漁者の方がとられるというのはなかなか心情論もいろいろございますので、我々としましてはしっかりと遊漁におけるクロマグロの資源管理につきましても、漁業者の操業自粛と歩調を合わせていただきたいというようなことでございます。

ですので、我々はまずは要請という形にはなりますけれども、都道府県を通じて、それから、釣り番組に担当の釣り人専門官が出たり、それから、ホームページで下のほう、23ページになりますけれども、赤や黄色でその区域ごとに、県ごとにしっかりと警報が出ているのか、注意報が出ているのか、あるいは操業自粛要請が出ているのかを色分けいたしまして、わかりやすく広報いたしまして、また、マスコミの皆さんを通じましても広く呼びかけて、しっかり対応していきたいというふうに考えております。

○松岡会長

竹内委員。

○竹内委員

今、おっしゃられたとおり、確かに水産庁の調査でもそんなに量は多くないんです、遊漁量、クロマグロの水揚げは少ないと思いますけれども、漁業者が厳しい経営環境のもとで漁獲規制に協力するというわけですね、今。そうですから、遊漁での採捕規制を適切に行わないと、漁業者の理解が得られないじゃないかと思う。ですから、資源管理の支障のおそれがありますので、ぜひ、水産庁として遊漁船業者にきっちりと指導していただきたいというふうに理解していますが、いかがでしょうか。

○木島課長

できるだけことをやっていきたいと思えます。

○竹内委員

遊漁船業ばかり言いましたけれども、プレジャーボートについてもきちんと本当に大島なんかはプレジャーボートばかりなんです。本当に危なくてしょうがないんですけれども、それをぜひお願いしたいと。やり方はいろいろあると思うんです。こうすればできると私も理解しておりませんけれども、ぜひ、その点についてお願いしたいと思えます。

○松岡会長

よろしくをお願いします。

そのほか、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。佐々木委員、お願いします。

○佐々木委員

今の説明の中で積み立てプラスの問題なんですけど、結局、国際的な資源管理で減額をするとい

うことは当然、国際法上、やむを得ないということなんです、結局、積み立てプラスの制度そのものが管理で減少することによって発動できるという、そういう性格ではないんじゃないかと思うんです。結局、所得が減少したときに対応するのが積み立てプラスというふうに私は理解をしておるんですが、いわゆる資源管理上、削減は国の方針なりで削減するわけですから、削減することによって所得が目減りになることをどういう算定をして、積み立てプラスを発動するようになるのか、中身がわかりにくい問題、さらにほかの魚種との関係は全く意味が違うのではないかという気がするんですが、資源管理上で減額される問題と、いわゆる価格が低迷して所得減少になる問題とは比例しないのではないかと。そういう中で、一本の積み立てプラスで対応ができるという考え方を私は理解できないんですが、どういう仕組みになるんですか。

○松岡会長

これは事務局、どなたか。木島課長、お願いします。

○木島課長

基本的には、これは5年前ですか、資源管理とそれから収入安定対策ということで、資源管理をする漁業者の方について例えば資源管理をするために休漁する、もしくは漁具を自主的に小さくするということによって収入が不安定になるだろうと。そういうことを少しでも補うために、また、積極的な資源管理を進めていただくために、収入安定対策ということで共済と積み立てプラスということをうまくかみ合わせて、所得の安定を図っていこうということをしたわけであり、ます。ですから、そういう点で今回の強度資源管理タイプは、通常であれば90%の収入を補填していこうということなんですけれども、95%まで何とか手当てをしていこうということをして今、やっているわけであり、ます。細かいところは私も保険課長ではないのであれなんです、そういう趣旨だということをご理解いただきたいと思います。

○松岡会長

佐々木委員。

○佐々木委員

もともと、資源管理をするということは、いわゆる100%とりよったものを削減することによって40%を削減すれば60%しかとれない。結局、同じ価格であれば40%は積み立てプラスの対象にするという方式は、一般の漁業の積み立てプラス対応から見ると特殊性になるのではないかと、特別な扱いという感じに理解されるんですが、とって安いから発動するということはわかるんですけれども、もともと100%とるものを60%にしたのだから40%は積み立てで補填しますよという、そういう制度になるんですか。それは一般的な漁業等の対応の仕方が全く類似しないという感じ



になるので、マグロについては特別な扱いということで理解したらいいんですか。

○長谷部長

木島課長は先ほど、共済の課長をしていないのと言っていたんですけども、私はしていたものですから、何年かたちやっただけであれですけども、基本的にはこの仕組みも通常の積み立てプラスと考え方は一緒です。さっき、言ったように収入が下がったときに補填をするわけですね。ただ、漁獲を落としたからといって、それがそのまま収入減に連動するかどうかは魚価の問題がありますからPQですから、その結果として落ちたら補填をするんですけども、通常、求めているよりもさらにクロマグロの場合は国際的ないろいろな事情があって、通常の漁業者に求めているよりもさらにまさに強度のというか、普通ならなかなか考えられない程度の取り組みをしてもらっているような場合に、補填の水準をさらに高いところに設定しているというのが強度資源管理タイプということでありまして、仕組み自体はそんなに変わらない、補填をちょっと手厚くしているというふうに理解していただければいいと思います。

○松岡会長

よろしいでしょうか。

○佐々木委員

わかりにくいけれども、いいです。

○松岡会長

クロマグロ資源は、国際的な資源管理の枠組みの中で国の責任としてやらざるを得ないと、その辺のところを漁業者の方に負担をいただいているという特殊事情があるというようなことではないかと思えます。

そのほか、何かご意見は。高成田委員。

○高成田委員

一般論で申し上げるんですけども、クロマグロは相当厳しい状況まで追い込まれて、こういう国際管理が始まったということなので、21ページのところに例えば法令に基づく数量管理についても、幅広く検討してはどうかというふうに書かれていますけれども、こういう問題について後手後手になって間に合わなくなってから、慌てて数量管理だというふうにはならないように、早目、早目にというか、少なくとも検討ということですから、早目、早目にしていただいて、こういう際どい状況になってから慌ててということにならないように、ぜひ、検討していただきたいと思えます。

○松岡会長

ありがとうございます。ただいまご意見を伺ったということでよろしいでしょうか。

そのほか、何か。大井委員。

○大井委員

私のほうは定置網の関係なんですけど、資源管理はわかるわけです、協力する必要は重々わかっています。ただ、この方法論なんですけれども、前にこれがスタートした時点で私が一つ質問していた一件がありました。30キロ未満を放流するという基本的な問題ですが、それで、それはわかるんですけど、私は定置の大謀衆のところから全部聞いたんですけど、金庫網といいますか、あれに入ったやつが酸欠状態になっていますよね、時間がたてば。これを放流してどうなんだと聞いたんですよ。そうしたら、みんな、死ぬだろうねと言うんですよ。だから、効果の資源管理の方法論が効果があるのであれば大賛成ですけども、効果のない方法論をやって、これはどうかなと思って、そのいい方法があったら教えてくださいと言っても答えが出てきませんものね、いまだ具体的な案が。

今、私の耳に入っていないので、何かいい方法があるんですかね。これは浜の人間の話ですから、実際の船頭衆達ですから、だから、放流したとしても、みんな、死ぬんだよと。そういうことを言われたので、それはうまくないなということで受けとめてきたんですけども、それで、こちらのほうで何か方法論があったらおしえてくださいと、それは漁獲の網の方法でもいいし、何でもあるのかなというようなことで聞いたんですけど、何かその辺をお聞きしたいです。

○松岡会長

定置網の管理についてお願いします。木島課長。

○木島課長

今、大井会長からお話のあったとおり、マグロの管理の一番の難しさは定置をどうするのかという話である、そこに尽きるんだと思っています。漁業者から言わせれば、入ってきてほしくないのが入ってきてどうするんだというような問題とか、あとはサケでもブリでもほかの魚をとっているときに紛れ込んでくる、こういうものについて数量管理が非常になじまない漁業種類であるのかかわらず、数量が割り当てられてしまってどうするんだろうか。

ただ、一方で4,007トンを超えてしまいますとほかの漁業者さんに迷惑がかかっちゃうというようなこともあって、結果として来年、減らされてしまうということになってしまうものですから、どういうふうに管理するのかというのは非常に頭が痛い。

私どもはことしから始まって、なかなかまだまだ、始まったばかり、緒についたばかりですから、これからの検討課題であるということもあるんですけど、例えば一部の区域においてはスリッ

ドを入り口につけて、マグロが入らないようにできるだけするとか、あとは一部の地域においては、例えばほかの魚、目的とする魚種じゃない時期、例えば5月とか6月とかいうときに金庫網をあけてマグロが、そのときは漁を休むというか、網を上げる、もしくは漁獲を行わないというような取り組みができないかどうかとか、できるだけ、自分たちの枠の中で何ができるのかということを経験も踏まえて、例えばいつごろ、どれだけとれているのかというようなことも踏まえて、来年はどうしたらいいかねというのを今、考えているところだと思っています。

そういうふうなやり方で、例えばそれは地域地域によって多分、違うと思うので、ここは県庁さんとか、いろんな方のご意見を伺いながら、どういうふうに来年、管理するのかということそれぞれの浜で考えていかなければいけないと思っています。そういう点で、私どもとしてもできるだけのアドバイスなり、ご支援なりをしたいと思っておりますので、ご協力をお願いしたいと思います。

○松岡会長

大井委員、お願いします。

○大井委員

今、説明のあったうち漁獲のデータでもって、協力する時期、そういうのを教えていただければすごく助かります。そういう合理的なことは本当にできますので、そういうことを幅広く指導していただければ、それなりに網を入れなくてやる時期がありますので。ありがとうございました。

○松岡会長

どうもありがとうございます。

定置網についてはほかの県の委員の皆様方、いろんなご経験がおありかと思えますけれども、いかがでございましょうか、定置網の資源管理について。竹内委員。

○竹内委員

定置網の委員というよりも研究していた者としての発言なんですけれども、定置網について小型魚のみ選別漁獲できるような漁具、漁法の改良・開発と、二つ目としては入網した小型魚を効果的に再放流するための漁具、漁法の開発ということが書いてある。このとおりだと思うんですね。実際、やって、昔ですけれども、イルカが入っちゃってブリが入らなくなっちゃったので出しに行ったんです。要するにイルカを追い出しに行く話をやったことがあるんですけれども、大変でした。ですから、こういう研究を至急しなければいけない。本当にまさに1年以内にやらなければいけないと。いろんな方法があると思うんですけれども、アイデアは私もありますけれども、そんな議論をきょうもしてきたんですが、これは研究費をつけて来年度予算で、後で予算の

話があるようですけれども、ぜひ、どんどんやっていただきたいと希望いたします。

○松岡会長

ありがとうございます。

そのほかの委員の方、定置網に関して特によろしいですか。それ以外の関係でも結構でございます。クロマグロ資源管理について何かご意見等がございましたらお願いします。

○赤塚委員

20ページの2-4、警報等の発出状況についてというところで、太平洋北部ブロックの漁獲上限が346トンですよね。この10月31日現在の速報値が417トンということで、それが漁獲上限の9割5分を超過したと、こういうことなんですか。

○松岡会長

事務局、お願いします。

○事務局（竹越）

事務局です。ここの漁獲上限の9割5分というのは、警報発出の基準を決めており、7割で注意報を出す、8割で警報を出す、それから、9割で特別警報を出して9割5分で操業自粛要請を出すということで、ここは9割5分と書かせていただきましたが、実際には今、委員がご指摘のとおり、417を346で割りますので120%ほどになっているかと思えます。ここは、すみません、警報発出の基準を書かせていただいたということで、我々の精神としては100%を超える前に何とか周知をしたかったということだったんですけれども、今回は結果としてこのようになってしまったということでございます。

○赤塚委員

そうすると、今は100%を超えちゃっているという状況の中で、定置の問題を今、さんざん、やりましたけれども、来年に向かって検討はもちろん至急というのはあれですけれども、ただいまのこの問題というのはどういうふうに対処しようというふうにお考えなんでしょうか。

○松岡会長

事務局、お願いします。

○事務局（竹越）

事務局です。我々は、まずは各ブロック、例えば今回ですと太平洋北部ブロックですけれども、各所属する県が北海道から茨城までございます。ここのところで実際、県別にどれだけとれているかという情報がありますので、まずは道県を通じまして、どのような取り組みをされたのか、誤解を恐れずに申し上げれば、漫然と何もせずに超過してしまったのか、あるいは一生懸命、頑

張ったんだけど、超えてしまったのかということであれば意味がまったく違いますので、まずはこのところでしっかりどのようなことがされていたのか、それで、我々が何か反省すべき点はあるのかどうかというのをしっかりやらせていただくとともに、今回、操業自粛要請が出ておりますので、今後、大きな漁期に入るといのは聞いておりませんが、まじって入る場合は再放流など今回の管理が徹底できるように、一緒に取り組んでいただきたいというふうに考えております。

○松岡会長

赤塚委員、お願いします。

○赤塚委員

ほかのブロックにも影響してこないと、この数字は埋められないというふうに普通には考えるんですが、既にこの数字が出ちゃっているんですから、そこの辺はなかなか、今、答えにくいのもかもしれませんけれども、普通、単純に考えるとそうですね。

○松岡会長

事務局。

○事務局（竹越）

まず、先ほど申したとおり、例えば私が九州とか鹿児島とかの人間であれば、北のほうの県の人たちはどうやってこの管理を今までしていたんだろうとまず思いますので、例えば先ほどの漁獲の進捗なんかを19ページで見ていただきますと、各ブロックごとにそれぞれ積み上がりというのは異なります。例えば九州西部や日本海西部、こういったところを見ますとまだまだこれから漁期があったりするものですから、ただ、ここの方々がとれていないからといって、ここを食うということは、我々は4,007トンをしっかり守らなければいけませんので、4,007を守るためには各ブロックごとの積み上げという枠をしっかり守っていただかなければいけない。

他方で今回、結果として超えているという部分がございますので、この部分についてどのような取り組みがあったのかというのをしっかり精査した上で、どうやって考えていったらいいんだろうか。これはまさに我々が今からしっかりと考えていかなければいけない、我々もまだ頭の整理がついていなくて、ごめんなさい、単刀直入に率直なご回答はできませんけれども、我々も一緒になってしっかり考えていきたいというふうに考えております。

○松岡会長

ありがとうございます。赤塚委員、よろしいですか。

○赤塚委員

結構です。

○松岡会長

水産庁のほうもいろいろご検討いただけたと思いますので、そのほか何か。畠山委員、お願いします。

○畠山委員

まき網の方々とかの場合は、かなり強制的にということじゃないんですけれども、水産庁なり、何なりで抑制することを今までやってこられたんですけれども、定置の場合はことしが初めてなんですよね。どうやっていいか、わからない人たちばかりなんですよ。こういうようなことを、幾ら国際的に約束を守らなければいけないというのと、平等を期するというのを、それが全然、私は理解できないですよ。全然、やってこなかった人間に対して平等だから、おまえ、やめろということなんですよね。どうやってやっていいかわからないんですもの、入ってきた魚をどうやって逃がすか。

国際的なやつはわかるんです。ただ、日本の近海でとれているものが日本近海で育って出ていくというマグロを管理していながら、それで今まで何もしなかったのかということなんです。数量制限があるから定置もだめだよとすぐイコールになっちゃう。みんな、平等にしなければいけないというのはわかるんですけれども、そういうような部分をただこうやってみると、結局はそういうような状態の中で120%にもなってしまうと。ことし、初めてやったやつなんです。こういうようなことを決めるのなら、もうちょっと国際的な部分も自国のことを理解してもらわなければいけないんじゃないかなと思うんです、交渉の上において。

全体で減らせというのならいいですよ。その中で定置も減らしなさいと言われる。やってきたことのないやつをすぐやれというのは、まことに無理な話じゃないかなと思うんです。だから、努力している、努力しないという問題じゃないと思うんですよ、入ってくるんですから。だから、さっき、言われたみたいに30キロのやつをどんな状態であるか、逃がす算段をみんなでやろうといっても、ようやく、みんながそれに動いてきただけです。これは条約を締結した人の誤りですよ。うんと言ってきた人たちの誤り。だって、実情をわからない人が決めてきたことじゃないですか。今さらしようがないですけども、ぜひ、さっき、大井さんが言われたみたいに、どうやったら30キロ未満の部分を逃がす算段をする漁法というか、網とか何かをすごく研究してもらいたいと思うんです。

以上です。

○木島課長

交渉の誤りであるかどうかは別といたしまして、我が国として決められた数字を守らざるを得ない。ただし、今、お話があったようにことしから始まったばかりで、特に定置については例えば漁獲可能量制度においても非常に緩やかな管理というか、数量管理はするんだけど、現実的にはなかなかそんな厳しいことはやっていなかったというようなこともございますので、ことしの経験を踏まえて来年以降、いろいろな側面から現場の話も聞いてどのような管理を行うのがいいのか、そこは十分、県庁さんとも、また、皆様方、現場の漁業者の方とも話をして検討していきたいというふうに思っております。

○松岡会長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

そのほかの委員の皆様、特にございませんか。

それでは、時間が迫ってきておりますので、この議題につきましてはいろいろな管理が始まったばかりということもありまして、いろんな課題が見えてきております。先ほど話のありました定置網漁業、これから早急により効率的な管理手法を検討いただきたいと思います。その際には今、木島課長のお話がありましたけれども、浜の実態に合った、浜の声を聞きながらご検討をぜひお願いしたいと思います。

それでは、クロマグロの議題は以上にいたしまして、その次でございます。議題（１）の３のマサバ太平洋系群の広域資源管理につきまして、中央水産研究所資源管理研究センターの西村センター長から資源の状況のご説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○西村センター長

お手元の資料１－３－１、マサバの写真が掲載されておりますが、このダイジェスト版を使用しながら説明させていただきます。着席したままでの説明とさせていただきます。

マサバ太平洋系群でございます。寿命は７歳から８歳とされておりまして、成熟開始年齢は２歳で５０％、３歳で１００％。年により異なるとなっております。資源状態によってこういう生物特性が変わるとというのが太平洋の浮き魚では幾つか見られておりまして、ご案内のように２０１３年級群、マサバ太平洋系群は非常に大きな加入があるというふうに、今、漁業現場でも見えておりますけれども、ただ、成長はどうも小型化しているというところが指摘されております。また、小型化によって成熟年齢というものにつきましても、変化していくというふうに我々は承知しております。

資源が低水準のときは２歳でも５０％、３歳で１００％成熟していると見ておりますけれども、昔、１９８０年代、マサバが比較的、今よりもたくさん豊度が高くとれていたときには、２歳では３０％、

3歳では90%という成熟開始年齢となっておって、成長もゆっくりであったという知見が得られております。したがって、今後、2013年級群があらわれてくる中で、我々はこういった成熟開始年齢あるいは成長といったものを勘案しながら、資源評価を進めているという状況にあります。

漁業の特徴でありますけれども、これは今年度の取りまとめに際して今までと大きな違いはございません。今までと同じような漁業が継続がされながら漁獲がなされているということで、漁獲の動向のほうに移りたいと思います。

めくっていただきますとグラフが見えておりました、棒グラフと、それから、赤と黄色の折れ線グラフという形で複数の情報を示しております。棒グラフで漁獲量を示しております。ブルーの漁獲量、2000年代に入って2004年からなんですけれども、加入がよい年級が発生しまして、そのおかげで2005年級前後に一つ小さい山が出ております。その後、漁獲量は若干減っておりますけれども、赤三角で示している折れ線グラフを見ていただきますと、2005年から2010年にかけて北部まき網有効努力量というのが減少の傾向を示しながらということで、漁獲量が減少しているというふうに我々は捉えております。黄色と黒棒で示しております北部まき網CPUEというのを見ていただきますと、比較的高い位置で高どまりしている状態の中で、こういった漁獲の現況にあるというふうに理解しております。最新年の2014年の漁獲量は27万1,000トンとなっております。

この系群につきましては、各漁業現場の皆様、それから、各都道府県の水産試験場の皆様にご協力いただいている情報を用いて、コホート解析という手法によって資源量を推定しております。その結果ですけれども、黄色い背景の図、左側が資源量の推移を黒丸折れ線でお示しております。見ていただきますと、1970年代、80年代は300万トンを超えるような資源量がございましたけれども、それが2000年代に入って非常に小さな値になって、2001年には15万トンという数字まで落ち込んでおります。その後、2004年級、2013年級で高い加入が見えておりました2014年の資源量は147万トンというふうに推定しております。

右側には親魚量の推移をお示しております。親魚につきましても資源量と同様に2歳、3歳から成熟して親魚となるわけでありまして、1970年代、80年代は非常に高い水準で親魚量が見えていたんですけれども、2000年代に非常に低いところまで落ち込んでおります。ただ、資源量と同じような形で、2004年級、2013年級といった年級の加入によりまして、2014年の親魚量は33万6,000トンという形になってございます。

この水準に関しては、Blimitというのが回復を目指すための基準値というふうにして、我々は再生産関係から親魚量45万トンを目指しましょうと、45万トンを下回る場合には回復措置をしま



すという形で判断しております。そのため、現在の親魚量33万6,000トンというのは先ほどの45万トンというBlimitを若干下回っておりますため、回復を目指すこととして資源の水準は今、低位というふうに判断しております。ただ、資源の動向につきましては、過去5年間の動向で判断しておりますが、資源量を見てもみますとふえてきておりますので、動向は増加という形で判断しております。

下にある緑色の図が再生産関係を示しております、横軸に親魚量、それから、それに由来する加入がうまくいった加入した尾数という形になっております。横軸の500となっているところの少し左側に点線を示しておりますが、これが大体45万トンということで、これをBlimitとしております。ここを下回ると、加入尾数が非常に小さいところでうろろうしているような状況ですので、何とか親魚量は45万トンまで持っていきたいというのが、この資源の管理を目指す方策となっております。

次のページに移りますが、そういった資源状況の中で漁獲シナリオを設定して、2016年漁期のABCを提示させていただいております。資源量は現在、Blimitを下回っておりますので、資源量を維持するというシナリオでは回復を目指すことにはなりませんので、資源量の維持というシナリオFmed、これは二重線を描いた下に示しております、ABCとしては取り扱わず、中長期的に安定する資源量を目指す、そういうシナリオについては算定漁獲量としてお示ししているところです。ABCとしてお示ししているのはFcurrent、漁獲圧を維持するシナリオと親魚量の回復を目指すシナリオと、この二つのシナリオでLimitという形では33万8,000トン、38万3,000トンというABC、それから、Targetとして安全を見込んで0.8掛けのFで計算した数字として、28万トン及び32万トンという形でABCを提示させていただいております。

最後のページには、現在の推定されたFcurrent、Frec、Fmedという、それぞれのシナリオでの将来予測、2015年から2020年までの資源量の推移、それから、漁獲量の推移をお示ししております。Fmedという安定するシナリオでは大体横ばいの状態が続いているんですけども、FcurrentあるいはFrecというようなシナリオの場合、資源は増加、また、漁獲量も増加していくことが予想されております。一番下にある四つの絵は、加入量がどのように変化するかという不確実性を勘案した中での将来予測のぶれ方、それを示しております。Fmedというシナリオでは、場合によってはBlimitをかなり下回るところで動く可能性も示されるというようなことになるかと思いません。

去年もそうなんですけれども、マサバ太平洋系群につきましては、親の効果というのを我々は想定しております、経産卵魚と言っていますけれども、2回目、3回目を産卵する親魚の存在

というのが再生産の成功率を高めるというような可能性も我々は今、考えております。そういった意味では、幅広い年級を利用できるような形で管理していくのも一つの手かなというようなところで、資源評価報告書を提出させていただいております。

以上です。

#### ○松岡会長

引き続き、事務局から資源管理の取り組みということで、IQ方式の実施状況も含めてご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

#### ○事務局（竹越）

事務局です。資料1-3-2です。マサバの広域資源管理についてでございます。

1番の資源状況は、ただいま、水研センター、西村センター長からございましたとおりでございます。

対象漁業種類、2番でございます。まずは大臣管理ということで大中まき、それから、知事管理ということで各県がございますけれども、サバたもすくい、それから、中まき、定置網などがございます。

具体的な取り組み状況ですけれども、裏面にいっていただきまして、まずは1番ということで大中まきの取り組み状況でございます。(1)で資源管理計画における自主的管理措置といたしまして、毎月4日以上のお休漁を実施、それから、(2)といたしましてその他の管理措置でございますけれども、漁獲量が一定量を超えた場合の臨時休漁ということで表がございます。2014年漁期、一番下でございますけれども、休漁日数は32日となっております。また、昨年度よりIQの試験管理を行っておりますけれども、その概要につきましては後ほど担当より説明をさせます。

続きまして右側、2番でございます。各県の中まきや先ほどのサバたもすくい網などの自主的管理措置でございますけれども、下の表のとおり、各都県ごとに異なっておりますけれども、管理措置といたしましては休漁があったり、作業時間の規制など、こういったものを組み合わせながらしっかり管理をしているということでございます。

それでは、続きまして個別の割り当てということで、1-3-3で担当より説明させます。

#### ○事務局（鈴木）

そのまま続きまして説明させていただきます。資料1-3-3をごらんください。試験的なサバ類個別漁獲割り当て（IQ）の実施についてという資料でございます。この資料については、平成26年度の実施結果と平成27年度の実施の方針というものを9月に取りまとめておるところでございますが、その際の資料ということで、こちらを用いてご報告させていただきます。

試験的なサバ類の個別漁獲割り当て（IQ）につきましては、昨年7月の資源管理のあり方検討会の取りまとめを受けまして、北部太平洋海区で操業する大中型まき網漁船の一部を対象に、昨年10月から本年6月まで実施いたしました。実施結果につきましては、資料の2枚目と3枚目に添付してございますので、後ほどごらんいただければと存じますけれども、先ほど西村センター長等々からお話がありましたが、2013年に生まれた年級群が大量発生であったということによりまして、それらによる小型魚が寡占する漁場の形成となったこと、また、試験的なIQ管理が初年度であったために、IQ方式を活用した操業というものを十分に行うことができなかったというようなことなどによりまして、IQの対象船による創意工夫のある操業発揮というものを確認することができない結果となりました。

このような結果等々を踏まえまして、今年度につきましては2番ですけれども、基本的な方針といたしまして、北部太平洋海区で操業する大中型まき網漁船（1そうまき）の全船を対象に、サバの盛漁期に当たる本年10月から翌3月の6カ月間にわたって試験的なIQ管理を実施すると。IQ管理期間の前半（10月から12月）については、月別にIQを設定いたしまして、後半（1月から3月）については一括でIQ枠を設定すると。試験的IQ管理の実施に際しては、北部太平洋まき網漁連さんがIQ枠の配分、遵守措置等を定めたIQ管理実施計画を作成し、水産庁が確認すると、このような基本方針といたしまして、ことし10月から試験的IQ管理を実施しておるところでございます。

なお、3番目でございますが、試験的IQ管理期間においては、水産庁としてもVMSによる対象船の航跡把握等を通じ、IQ管理を支援するとともに漁業操業や水揚げ等に関するデータを収集いたしまして、研究機関においてIQ管理の効果、課題等について引き続き検証を行うこととしております。

以上、簡潔ではありますが、終わらせていただきます。

○松岡会長

ありがとうございました。

ただいまのマサバ太平洋系群の資源状況、それから、管理方式として新たに始まりましたIQ方式の試験的な実施について説明があったわけでございますけれども、この点について何か皆様方、ご意見、ご質問等がありましたらお受けしたいと思います。宮川委員、お願いします。

○宮川委員

まだ、明けないのですけれども、ことし、随分、初めにまき網で揚がったサバが小さかったみたいな報告がありましたけれども、育ちとしてはどういう状況ですか。

○松岡会長

西村センター長、お願いします。

○西村センター長

先ほどの説明の冒頭で少し触れているんですけども、2013年級、今、2歳ですか、これが例年、それ以前に比べるとかなり小さい状況が続いています。もしかしたらご記憶にあるかもしれないんですが、1980年代、サバが非常に多かった年、そのころも恐らく今とそんなに大きく違わない大きさであったのではないかというふうに思います。2000年代に入って資源量が少なくなった年に、しばらくの間、成長がよくなって、例えば2歳魚で470とか、3歳魚で590とか、そういうグラム数であったのが、昔々、1980年代であれば470だったものが330、340、350ぐらいとか、ですから、100グラム程度、小さくなっていた。そういったのが今また少し2013年級群になって見えてきているというように見ております。

○宮川委員

ありがとうございます。つい最近、銚子に揚がったサバの場合は500グラム前後になっているという、そういうニュースが入ったもので、ことしはいつもより小さいのではないのかなと浜で話があります。

○西村センター長

ありがとうございます。我々も2013年級群を中心として、どういうふうな形で推移していくのか、少し集中して見ていかなければいけないと思います。また、成熟率にもかかわってきますので、親魚量をできるだけ残しておきたいという管理方策の中では、小型化しているということは慎重に考えなければいけない状況かなというのも一部あります。もちろん、2013年級群の豊度は高いので、ここでお示したABCの中でということの問題はないと考えておりますけれども、関心を持って、今、見ているところです。

○宮川委員

ありがとうございます。

○松岡会長

そのほかの委員。野崎委員、お願いします。

○野崎委員

まき網としては去年、試験的に5ヶ統がIQ方式をやりましたけれども、全船加入ということでなくて、なお、IQそのものが10月から翌年6月までの長期間にわたるということで、今回の報告にあったようなさまざまな結果になりました。それを踏まえて、本年度は10月から11、12月は単

月のIQ枠、それで1～3月にかけて長期的なIQ枠と、さまざまな手法を試しているわけですが、資源の状況によって特に去年などは大型魚が出てくるという予測のもとで長期間の間、大型魚が出てくるまでとり控えしたということで、IQ船はなかなか苦戦した状況があります。

今後、資源評価の中で確かに翌年度の産卵親魚等の資源評価のところもありますけれども、なお、より経営に寄り添った形で魚体の出現とか、出現するのがどのくらいのところから出現してくるのかなというのが今後、IQ等を進めていく中で非常に重要な経営の上での資源評価になると思いますので、資源評価の中でのたけ経営にも寄り添った評価等をしていただきたいと思います。

以上です。

○松岡会長

ありがとうございました。

そのほか、何かサバ資源管理についてご意見等はございますでしょうか。特によろしいでしょうか。

それでは、次の議題に移らせていただきます。議題2でございます。伊勢湾・三河湾のイカナゴに関する委員会指示について、事務局のほうから説明をお願いしたいと思います。

○事務局（竹越）

事務局です。資料2でございます。伊勢湾・三河湾のイカナゴの資源管理に関します委員会指示でございます。この委員会は例年、ご審議いただいている委員会指示となっております。

取り組み内容でございます。2番の（1）にございますとおり、イカナゴは当歳魚の残存資源尾数、これを20億尾を取り残しますと科学的には資源が安定してくると言われてございます。ですので、20億尾を下回らない時点を終漁日として設定いたしたいというふうに書いております。

具体的な委員会指示の概要は3番でございます。まず、今、申し上げましたとおり、終漁時の残存資源尾数の確保の取り組みに関しまして、愛知県と三重県の漁業者によって終漁日を設定すると。これを法的に担保し、これを継続していくということで、管理の取り組みを確実なものにしていきたいと思います。このため、漁業法第68条に基づく広域漁業調整委員会指示を行いたいと思います。

具体的な指示内容は裏面のとおりでございます。中身的には大きく変わってございません。変わっている箇所をご説明いたしますと、まず、日付でございます。本日の日付、平成27年11月16日、それから、1番、2番は同じでございます、3番の指示の有効期間でございます。平成28

年1月1日から平成28年12月31日ということになってございます。

なお、午前中の南部会でも、この委員会指示の内容につきましてはもみまして検討いたしまして、ご了承いただいていることを申し添えたいと思います。

以上でございます。

○松岡会長

ありがとうございました。

このイカナゴの資源管理に関する委員会指示について、何かご意見等がございましたらお願いしたいと思います。特によろしいでしょうか。先ほど事務局から話がありましたように、午前中の南部会で議論しましてご承認をいただいた内容でございます。

それでは、この案につきまして本委員会としまして、太平洋広域漁業調整委員会指示第22号を原案どおり、発動するというところで決定してよろしいでしょうか。ありがとうございます。

なお、今後の事務手続上におきまして、部分的な修正、文言の修正等があった場合は、私、会長のほうに一任していただきたいと思いますが、これにつきましてもよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、事務局のほうでは委員会指示についての事務手続を進めていただきたいと思います。

それでは、次の議題に移らせていただきます。議題3でございます。新たなTACの検討についてということでございます。本委員会におきまして、継続的に課題として協議しておりましたこの内容につきまして、今後の取り進めの方向性について木島課長からご説明をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○木島課長

それでは、資料3は参考にとということでご説明をさせていただきたいと思います。

私どもは資源管理の担当部署であるわけですがけれども、資源管理については非常にさまざまなご意見がございます。例えば漁獲可能量制度につきましても、今の漁獲可能量が実態に合わないんじゃないか、すなわち、もっと厳しくすべきじゃないかというようなご意見もあります。また、漁獲可能量の対象魚種が平成8年に6魚種、9年に8魚種にスルメイカを加えたわけですがけれども、ほかの国に比べて余りにも少ないんじゃないか。いろいろなご意見があるわけでありまして。

前者につきましては例えばABCをより厳しく、また、科学的な論拠を踏まえて漁獲可能量を設定するというところで、今、ABCを超える漁獲可能量の設定は行われていないわけでありましてけれども、漁獲可能量制度対象魚種についても、今まで本委員会でも例えば我が国国民が日常、利用していただいている重要魚種については、どうだろうかというようなご意見を賜ってきたわけでありま

す。

漁獲可能量についてはいろいろなご批判もあろうかと思いますが、私どもといたしましては、例えば入り口規制だけでは資源の状況に機動的に対応できないんじゃないかということ、また、資源が悪化する兆しが見られたときに全体の漁獲量を絞ることによって、資源の急激な減少をできるだけ緩和していく、すなわち、資源を安定的に利用していくという点で、それなりの効果があるんじゃないかというふうに思っているわけでありまして。これは資料3の下のグラフなんですけれども、七つの魚種の資源量でサンマが一部入っておりませんが、おおむね1千万トン前後で七つの魚種について資源量は安定して推移しているということで、中身はばらばら、魚種によって違うんですけれども、そういうことで資源の安定的な供給を可能にする制度であるということを考えているわけでありまして。

一方、大型資源については、上のグラフの青いところは今、漁獲可能対象魚種になっているわけなんですけれども、例えば緑のカタクチとかブリとか、ウルメイワシとかホッケとかマダラとか、シラスはカタクチの子ですから、これは例外なんですけど、いろいろな魚種があるわけでありまして。漁獲可能量の管理に基づくものをやろうという場合に、一つには都道府県の沿岸漁業、沿岸漁業の漁獲についてはかなり年によって大きく振れます。これは漁獲量が年によって、物によっては10倍以上変わるというようなものもございます。そういう点で、沿岸、県に配分するものが非常に多いというようなものについては、なかなか、管理が難しいんじゃないかというふうに思っているわけでありまして。

最終的にはできるのかもしれませんが、現状においてはなかなか難しい。これを踏まえますと例えばカタクチイワシとかウルメイワシとか、こういう魚種については沿岸性の魚種でありますので、都道府県の配分が過半を占めます。こういうものはなかなか難しいよねというのを私どもは言えると思っておるわけです。一方、例えばブリについては大中型まき網漁業の皆様方が利用する場合もあろうかと思いますが、かなり定置によってとられていると。先ほど定置の話がございましたけれども、定置によってかなり漁獲が行われているものについても、現時点においてはなかなか難しい部分があろうかと思っております。

そういう点で、一方、マダラにつきましては例えば周辺国、ロシアなり、アメリカなり、また、EUにおいてもすべからず漁獲可能制度を活用した資源管理が行われている、実際、かなり資源的にも安定しているという話を聞いております。また、我が国においてもマダラについてはそれなり資源変動がございます。今はマダラは高水準の状況が続いているようですが、この水準をできるだけ長期にわたって維持をしていくというのが、私どもに課せられた使命であるというふうに

思っているわけでありませぬ。

そういう点で、マダラについて数量的な管理ができるのか、できないのか。こういった検討をマダラに集中して行っていきたいというふうに思っているわけでありませぬ。もとよりマダラについても北海道、また、青森、いろいろな日本海側の漁業の方々もそうなんですけれども、新しく数量管理に携わるんだということで、当然、混乱もございませぬ。また、実際に何月から何月までの漁期の管理期間にするのか、また、どういうふうな配分にするのか、実際にマダラが数量管理を行おうとするときにどういう影響、また、苦難が生じるのか、こういうことについても、まだまだ、私どもは情報が得られておりませぬものですから、まず、マダラについてやろうとしたときに、どのような状況ならできるのか、また、そのためにどういうことを対処していくべきなのかということについて、実際に浜の皆様方と話し合わせていただきたいと、具体的検討に入りたいということでございませぬ。

今後、マダラの検討状況については、このような場で報告をさせていただきたいと思っておりますけれども、まずはこういう数量管理を行うことになじむのか、なじまないのか、このことについて検討をさせていただきたいということの説明でございませぬ。

以上でございませぬ。

#### ○松岡会長

ありがとうございました。

ただいま、木島課長のほうから新たなTAC対象魚種ということで、具体的な魚種の名前が出ております。マダラにつきましては北部会でも資源の状況等のご説明がございました。非常に高水準を維持していると、そういう中で、何とかこの水準を維持するということが数量管理に適するかどうか、今後、検討したいと、具体的検討に入りたいということで、とりあえず、きょうは皆様のご意見をお聞きしたいと、こういうことでございませぬ。いかがでございませぬでしょうか。マダラの件に絞ってご意見を賜ればと思っておりますけれども、鈴木委員、お願いします。

#### ○鈴木委員

私たち沖底の業界といたしましては、マダラは主要魚種であります。マダラをTAC魚種に追加することを検討することに対しましては反対はいたしませんけれども、資源評価のレベルをもっと上げていただきたいというのと、全ての漁業種類、沿岸の方の小さい方々もあわせてみんなTACとか、そういうのを対象にさせていただけることを絶対条件にお願いしたいと思っております。あとは現行のTACの魚種の管理ももっとしっかりやっていただきたいと、若干という曖昧な表現のところが多々ありまして、若干というのがものすごくとれたりして、県内で多分、管理なさっている



んだと思うんですけれども、管理し切れないほどの若干の数量がとれたりしておりますので、できるだけ、沖合底びきだけが管理されて不公平にならないような、そういうふうなことを検討していただきたいと思っております。

○松岡会長

ありがとうございます。

木島課長、よろしいですか。

○木島課長

今、お話があったとおり、不公平が生じることのないように、また、今後、どういうふうなレベルで漁獲可能量というか、数量を設定していくのかということについても、例えば漁獲可能を平成8年にやったときは実績からやるとか、いろいろな工夫をしたわけでありまして。そういう点で、ここはいろいろな資源ということを見据えながら、てんびんをかけながら、どういう管理が望ましいのか、十分、意見を聞いて進めてまいりたいというふうに思っております。

○松岡会長

鈴木委員、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

そのほかの委員の方で、お願いします、本間委員。

○本間委員

北海道機船、本間です。よろしく申し上げます。

ただいま、鈴木委員からの発言がありましたとおり、全く底びきとしてはほとんど同じ意見なんですけど、今、担当が木島さんということなので、一言、お願いしたいと思っております、若干量のことについて。相当、北海道の道南太平洋海域ですけれども、それに関しては苦労されたと思うんですが、その辺が今もなお連綿と続いているわけですが、若干量についてはいろいろな部分で。その辺がきちんと明確なルールなり、規則なりということにのっとりやってもらえるということがまず、北海道としては希望しています。

その他のことに関しては本当にまず、マダラの資源評価をきちんと精度を上げてもらいたいという部分です。今の段階では多分、森さん、どうですか。こっちを向いてにやにやしているけれども、全体もそうです、スケトウに関してもスルメイカに関しても、資源評価の精度というものをまず第一に上げてもらいたいということです。その中でいろんな問題点、マダラに関しては北海道なんかは特にとっていない地区はないんじゃないかというぐらい、いろんな漁業で混獲も含めてとられていますから、すごく難しくなる配分だと思っております。その中で現地に赴いて、いろいろ、話はこれから聞くのであろうと思っておりますが、この件に関しては、随時、協力していきたいと

思います。私のほうもいろいろ検討して下さるのであれば、マダラについてTAC魚種に加えるという検討をするということに関しては、賛成していきたいと思います。よろしくお願いします。

○松岡会長

ありがとうございます。よろしいですね。

そのほかの委員の方、何かございますでしょうか。高成田委員。

○高成田委員

TAC管理ということになると、漁業者の方は大変な重荷になるんだらうと思うので、これをやるべきだとは申し上げないんですけども、質問という形で伺いたいんですけども、こういう資源管理というと何かと話題になるのはブリがあるものですから、マダラとブリとどういうふうにならうか管理で今度、候補というような意味なんですか、マダラということがあったものから、ブリとの比較でどういう点でどうだというようなことを教えていただければと思います。

○松岡会長

木島課長、お願いできますか。

○木島課長

ブリについても有力な候補であることは事実だと思っています。ただし、ブリに関しましては、例えば以前であれば西日本のほうで過半がとられていたものが、北海道で非常に多くとれるようになった。また、定置による漁獲も依然として非常に大きい。そういう点で、資源自体が海水温の上昇などもあるのかしれませんけれども、かなり大きく変わってきているんだと思っています。

そういう、今、過渡期にある資源と申しますか、動いている資源に漁獲可能量を設定しても、例えば北海道に從來であれば1万トンでよかったものが、年によって5万トンとれる、10万トンとれるというようなときに、それを管理できるんだらうかというようなことを考えますと、今、ブリについてすぐに漁獲可能対象魚種にしても、大きな混乱が生じるだけだらうと思わざるを得ないわけです。そういう点で、今、ブリについてまた定置の問題もございますものから、今後の検討課題ということで、とりあえず、まず、マダラに関しましてできるところをやるという話じゃないんですが、今、いい状態のときに資源の安定を図ってまいりたいというふうに思って、マダラについてまずは検討対象にしていきたいというふうに思ったわけであります。

○松岡会長

高成田委員、よろしいでしょうか。

そのほかの委員、何かございますでしょうか。特にございませんか。

それでは、ただいま、事務局のほうから説明がありました新たなTAC魚種の検討についてという

ことで、マダラ資源について検討に入りたいという事務局のご説明についてよろしいでしょうか。  
それでは、この議題については以上にさせていただきます。

続きまして、議題4でございます。平成28年度資源管理関係予算について、これにつきましては事務局より説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○事務局（竹越）

事務局でございます。資料4でございます。平成28年度予算概算要求でございます。資源管理・資源調査の強化という一くくりでございます。46億4,400万円の概算要求となっております。

対策のポイントですが、資源評価の精度向上ということで資源調査・研究を充実、それから、IQ方式等の試験調査を実施、それから、資源管理計画の評価・検証の結果を踏まえ、より高度かつ効果的な自主的資源管理措置の導入に向けた取り組みの支援ということでございます。

具体的内容は下のほうでございます。主な内容でございます。ポイントをご説明いたしますと、1番で我が国周辺水産資源調査・評価推進事業ということで、TAC対象魚種等につきまして資源調査・評価を強化すると。それから、2番目に国際水産資源調査・評価推進事業ということで、マグロやサンマ等のいわゆる国際資源につきまして、資源調査や評価等を実施していくと。あわせて太平洋クロマグロの加入量の早期把握等により、評価精度を向上させていくということでございます。裏面にまいりまして、4番で広域資源管理強化推進事業ということで、TAC制度やIQ方式等への対応を図るために、漁獲情報をリアルタイムで収集・分析を行うためのシステム整備など、こういったものが要求内容となっております。

以上でございます。

○松岡会長

ありがとうございました。

ただいまの予算関係の説明につきまして、何かご質問等がございましたらお受けしたいと思います。特によろしいでしょうか。

それでは、この議題につきましては以上とさせていただきます。

次に、議題のその他ということでございますが、その他ということで事務局で準備されているものがございましたら、ご紹介いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○事務局（竹越）

あらかじめ用意したものはなかったんですけれども、午前中の部会で愛媛の佐々木委員よりご質問が、TPPの交渉関係で今後の対応ということでご質問をいただいたんですけれども、そのときは私どもは手持ちの回答がございませんでしたので、先ほど私のほうで本庁のほうに電話で確認

をいたしましたので、この場をおかりいたしまして回答を差し上げたいと思います。本来であれば担当者がここに来て、ご説明すべきところでございますけれども、きょうは業務多忙でなかなか時間が合わないということで、申しわけございません、私から代理で説明させていただきます。

TPPの関係でございますけれども、ポイントとして漁業補助金に關しまして、今後、どうなるのかという交渉がされた。これがいわゆる交渉用語で政策決定権の維持と言っていましたけれども、いわゆる引き続き補助金の交付が可能になったというふうに聞いております。それから、関税関係では、ノリ、コンブの海草類の関税維持ということになったというふうに聞いております。

いずれにしましても、長期的には国産価格の下落も懸念されるということで、生産性向上等の体質強化対策の検討が必要ということでございまして、政府といたしましてTPP総合対策本部が決定した基本方針に基づきまして、持続可能な収益性の高い操業体制などの体質強化を図る方向で、しっかり検討していくと。いずれにいたしましても、漁業者の皆様方におかれてはいろいろご心配かと思っておりますので、我々として漁業者の声、皆さんに寄り添いながらしっかり検討していきたいということでございましたので、ご回答を申し上げます。

以上でございます。

○松岡会長

ありがとうございました。

今の説明についてはよろしいでしょうか、佐々木委員。

そのほか、何かございましたら、委員の皆様方、その他の議題ということでございますけれども、何か。高成田委員、お願いします。

○高成田委員

昨今、話題としてサンマの話が出ていて、特にメディア関係で取り上げられて、公海域における外国船の捕獲というのが、資源に影響を与えているのではないかというような話が出ているので、予算の中にも国際資源に対する資源調査のことが出ておりましたけれども、簡単で結構ですけれども、サンマ関係のことで概況をご説明いただければと思いますけれども。

○松岡会長

黒萩課長。

○黒萩課長

テレビ、マスコミ等で報道がございますとおり、NPFQがことしから発効しまして、さまざまな漁獲努力量、隻数を関係加盟国を増加させないというようなことが取り決められたところでござ

いまして、ことし、サンマ漁が半減して過去最低の量になったと。小型化も拍車がかかっているというような、日本のサンマ棒受け網船による漁獲の局面だけを見ますと、非常に何か不安になってしまうような状況があるということもございます。確かにここ数年間で外国漁船の隻数がふえているという現実もございます。

ただ、科学的に直接的に外国漁船の漁獲が日本の漁獲の低下につながっているというようなことは論証されてはいないという現状でございます。漁業情報サービスセンターとか、水産総合研究センターの情報によりますと、水温の分布の関係で通常の回遊と異なる、かなり沖を通過して南下があったというようなことでございます。実際、私も先週、先々週、道東で別件の会議で行ったんですけれども、特に39トン型船の方々とか、19トン型船の方々がもうちょっと沖に行けばいいんだけれども、我々の船の大きさではなかなか行けないと、そういった観点から沖合でのサンマの漁獲というのも検討する時期に来ているんじゃないかと、そういったような話も出たというような状況でございます。

以上でございます。

○松岡会長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

そのほか、何かございますでしょうか。お願いします、別井委員。

○別井委員

先ほどのクロマグロの件で要望なんですけれども、茨城が属する太平洋北部は既にオーバーをしているというふうなことが先ほど説明の中でありました。同じ説明資料の中に、北ブロックはそれぞれ操業時期等もありまして個別に配分をしたという、そういうような経緯もあるわけです。ですから、そういったことも踏まえまして、ぜひ、不公平なことはないような対応を考えていただきたいと、こういう要望でございます。よろしくをお願いします。

○松岡会長

ありがとうございます。ご要望ということでよろしいですね。

そのほか、何かございますでしょうか。特にございませんか。

それでは、以上をもちまして意見交換を終了したいと思います。事務局におかれましては、本日、いただいたご意見を踏まえまして、今後の委員会の運営に活用していただきたいと思います。

それでは、引き続き次回の委員会の開催予定、これは事務局のほうから説明をお願いしたいと思います。

○事務局（竹越）

次回ですけれども、例年どおり、来年の2月から3月ころに委員会を開催したいと考えております。日時及び場所等につきましては、会長及び委員の皆様のご都合をお聞きしながら追ってご連絡したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○松岡会長

ありがとうございます。

次回の委員会は例年どおり、来年2月、3月ごろを予定されるということでございます。年度末でございますけれども、委員の皆様方にはご出席のほどをよろしくお願いいたしますと思います。

それでは、委員各位、ご臨席の皆様におかれましては、議事進行へのご協力、貴重なご意見を大変ありがとうございました。議事録署名人に指名させていただきました宮原委員、本間委員のお二方につきましては、後日、議事録が事務局から送付されますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして第23回太平洋広域漁業調整委員会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

閉 会